生物多様性保全推進交付金(生物多様性保全推進支援事業)交付要綱

制 定 平成20年5月1日 環自計発第 080501002 号 一部改正 平成 26 年 2 月 13 日 環自計発第 1402133 号 一部改正 平成 29 年 2 月 20 日 環自計発第 1702203 号 一部改正 平成 30 年 3 月 30 日 環自計発第 1803303 号 一部改正 平成31年4月2日 環自計発第 1904021 号 令和2年3月12日 環自計発第 2003122 号 一部改正 一部改正 令和3年3月30日 環自計発第 2103303 号 令和5年3月13日 一部改正 環自計発第 2303133 号 令和6年2月6日 環自計発第 2402061 号 一部改正 一部改正 令和7年2月10日 環自計発第 2502102 号

(通則)

第1条 生物多様性保全推進支援事業に係る交付金(以下「交付金」という。)の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)及びその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この交付金は、別表1に掲げる事業(以下、「間接交付事業」という。)に必要な経費の一部又は全部を交付する事業に交付金を交付することにより、地域の自然特性に応じた、地域における生物多様性の保全再生に資する活動を促進し、もって自然共生社会づくりの推進を図ることを目的とする。

(交付の対象等)

- 第3条 この交付金は、自然環境局長が別に定める公募要領により公募した者の中から 選定された団体が間接交付事業を実施する者(以下「間接交付事業者」という。)に 対し、交付金を財源とする給付金(以下「間接交付金」という。)を交付する事業(以 下「交付事業」という。)を交付の対象とする。ただし、別紙暴力団排除に関する誓 約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本交付金の交付対 象としない。
- 2 交付事業の実施に要する交付対象経費の区分及び内容は、別表2のとおりとし、別表2第1欄の区分ごとに算出した別表2第2欄の交付対象経費の額に、別表2第3欄の交付率を乗じて得た額を予算の範囲内で交付する。

(交付額の算定基準)

第4条 交付金の交付決定を受けた者(以下「交付事業者」という。)は、交付金の交付申請に当たって、当該交付金事業における仕入に係る消費税等相当額(交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等相当額」という。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

(交付申請)

第5条 交付事業者は、交付金の交付を受けようとするときは、自然環境局長が別に定める日までに別記様式第1号による生物多様性保全推進交付金交付申請書(以下「交付申請書」という。)を環境大臣(以下「大臣」という。)に提出しなければならない。

(変更交付申請)

- 第6条 交付事業者は、この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更 して交付金の額の変更申請を行う必要がある場合には、速やかに別記様式第2号によ る生物多様性保全推進交付金変更交付申請書(以下「変更交付申請書」という。)を 大臣に提出しなければならない。
- 2 第4条の規定は、前項の変更申請を行う場合において準用する。

(交付の決定)

- 第7条 大臣は、第5条の規定による交付申請書又は前条第1項の規定による変更交付申請書の提出があったときは、標準的に、当該交付申請書の到達した日から起算して30日以内に内容の審査を行い、交付決定又は変更交付決定を行うものとする。
- 2 大臣は、前項の規定による交付決定又は変更交付決定を行ったときは、別記様式第 3号による生物多様性保全推進交付金交付決定通知書又は別記様式第4号による生 物多様性保全推進交付金変更交付決定通知書を交付事業者あてに送付するものとす る。
- 3 大臣は、交付の決定を行うに当たっては、第4条の規定により当該交付金事業に係 る消費税等相当額について減額して交付の申請がなされたものについては、これを審 査し、適当と認めたときは、当該消費税等相当額を減額するものとする。
- 4 大臣は、交付の申請がなされた全ての交付事業について、当該消費税等相当額について、交付金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

(交付の条件)

- 第8条 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
 - 交付事業に係る経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に 区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及 び証拠書類を間接交付事業の完了(中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。)の日 の属する年度の終了後5年間、大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよ う保存しておかなければならない。
- 2 交付事業者は、交付金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割等により交付事業者の名称又は住所の変更が生じたときは、遅滞なく大臣に報告しなければならない。
- 3 交付事業者は、間接交付事業者に間接交付金を交付するときは、第22条に準ずる 条件及び次の条件を付さなければならない。
 - 一 間接交付事業者は、間接交付事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業者が別に定める様式による取得財産等管理台帳を備え、間接交付事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、間接交付金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 二 間接交付事業者は、取得財産等のうち、不動産、船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック並びにこれらの従物、並びに間接交付事業により取得し又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具、並びにその他大臣が定める財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を勘案して、大臣が別に定める期間を経過するまで、補助事業者の承認を受けないで、間接交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し(廃棄を含む。)を行ってはならない。なお、財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」(平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。)に準じて行うものとする。また、財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金について、補助事業者が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利3パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。
- 4 前項一号及び二号により付した条件に基づき交付事業者が承認又は指示を与える 場合には、あらかじめ大臣の承認又は指示を受けなければならない。
- 5 交付事業者は、第三項により付した条件に基づき、間接交付事業者から間接交付金相当額の全部又は一部の納付があった場合には、大臣に報告し、大臣はその納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- 6 第1項から第5項までに掲げる条件のほか、大臣は、交付事業の実施に関し必要な 条件を付すことができる。

(申請の取下げ)

- 第9条 交付金の交付決定通知を受けた交付事業者は、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があるときは、交付金の交付申請を取り下げることができるものとする。
- 2 前項の規定により申請を取り下げようとするときは、第7条第2項の規定による通知を受けた日から起算して20日以内に、その旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定により申請を取り下げたときは、当該申請に係る交付金の交付決定はなかったものとみなす。

(交付事業の変更)

- 第10条 交付事業者は、次の各号に該当するときは、あらかじめ別記様式第5号による生物多様性保全推進交付金計画変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。なお、交付金の額に変更を伴う場合は、第6条に定める手続によるものとする。
 - (1) 交付事業の事業内容を変更しようとするとき。ただし、軽微な変更を除く。
 - (2) 別表 2 第 1 欄の区分に定める対象経費の費目間の配分の変更(変更前のそれぞれの配分額の 3 0 %以内の変更を除く。)をしようとするとき。

(契約)

- 第11条 交付事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、交付事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 2 交付事業の全部若しくはその主たる部分又は別表2第1欄の事務費の合計額の5

- 0%を超えるものを第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、大臣の承認を得たときはこの限りではない。
- 3 交付事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施する場合は、実施に 関する契約を締結し、大臣に報告するとともに、交付事業の履行体制を遅滞なく大臣 に報告しなければならない。

(交付事業の中止又は廃止)

第12条 交付事業者は、交付事業を中止又は廃止しようとするときは、別記様式第6号による生物多様性保全推進交付金中止(廃止)承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付事業の遅延の報告)

第13条 交付事業者は、交付事業が予定期間内に完了しない場合又は交付事業の遂行が困難となった場合には、速やかに別記様式第7号による生物多様性保全推進交付金遅延報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当該年度を超えない場合で、かつ当初の完了予定期日後2ヶ月以内である場合は、この限りではない。

(交付事業の状況報告)

第14条 交付事業者は、交付事業の遂行又は支出状況について大臣の要求があったときは、速やかに別記様式第8号による生物多様性保全推進交付金事業状況報告書を大臣に提出しなければならない。

(交付事業の遂行の命令等)

- 第15条 大臣は、第14条の規定による報告書及び第2項の規定による報告書並びに 職員の立入検査等の結果に基づき、交付事業が法令、本要綱、実施要領、交付の決定 の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、交付事 業者に対し、これらに従って交付事業を遂行すべきことを命ずることができる。
- 2 大臣は、交付金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、交付事業者若しくは間接交付事業者に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(交付事業の実績報告等)

- 第16条 交付事業者は、交付金事業が完了した日(第12条の規定により交付金事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日)から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、別記様式第9号による生物多様性保全推進交付金事業実績報告書(以下「実績報告書」という。)を大臣に提出しなければならない。
- 2 交付事業者は、交付金事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、 翌年度の4月30日までに前項に準ずる実績報告書を大臣に提出しなければならない。
- 3 実績報告書の提出期限について大臣の別段の承認を受けたときは、前項の規定にか かわらず、当該承認に基づく期限によることとする。
- 4 交付事業者は、第4条第2項ただし書の規定により交付の申請を行った場合において、実績報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税等相当額が明らかに

なった場合には、これを交付金の額から減額して報告しなければならない。

(交付金の額の確定等)

- 第17条 大臣は、前条第1項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、当該実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、当該報告に係る交付事業の実施結果が交付金の交付決定の内容(第10条に基づく承認をした場合は、その承認をした内容)及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、別記様式第10号による生物多様性保全推進交付金交付額確定通知書により交付事業者に通知するものとする。
- 2 大臣は、交付事業者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額 を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の額に相当する交付金の返 還を命ずるものとする。
- 3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から起算して20日以内とする。
- 4 大臣は、前項の期限内に納付されない場合には、未納に係る金額に対して、その未 納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付金の支払)

- 第18条 交付金は、前条の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、交付金の交付決定の後に概算払をすることができる。
- 2 交付事業者は、前項の規定により交付金の支払を受けようとするときは、別記様式 第11号による生物多様性保全推進交付金精算(概算)払請求書を大臣に提出しなけ ればならない。

(交付決定の取消等)

- 第19条 大臣は、第12条の規定による交付事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができるものとする。ただし、第4号の場合において、交付事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りではない。
 - (1) 交付事業者又は間接交付事業者が、この要綱の規定に違反したことにより受けた大臣の処分又は指示に従わない場合
 - (2) 交付事業者が、交付金を交付事業以外の用途に使用した場合又は間接交付事業 者が間接交付金を間接交付事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 交付事業者又は間接交付事業者が、交付事業又は間接交付事業に関して不正、 怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 第7条の交付決定後に生じた事情の変更等により、交付事業又は間接交付事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により交付事業 又は間接交付事業を遂行することができない場合(交付事業者又は間接交付事業 者の責に帰すべき事情による場合を除く。)
 - (5) 交付事業者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合
- 2 大臣は、前項の規定により交付決定の取消しを行った場合において、当該取消しに 係る部分に相当する交付金が既に交付されているときは、期限を定めて当該交付金の 全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合(第1項第4号に規定する場合を除く。)には、 当該返還命令に係る交付金を交付事業者が受領した日から当該返還命令がなされた

日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

- 4 第2項の規定に基づく交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第17条 第3項及び第4項の規定を準用する。
- 5 大臣は前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部若しくは一部を免除することができるものとする。
- 6 本条の規定は、交付金事業について交付すべき交付金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(間接交付金の交付規程の承認)

第20条 交付事業者は、交付事業の開始前に、交付事業を本要綱の規定に従い行うために、間接交付金の交付の手続等について交付規程を定め、大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするとき(ただし、軽微な変更である場合を除く。)も同様とする。

(取得財産等の管理)

- 第21条 交付事業者は、交付対象経費により取得し、又は効用の増加した財産(以下 「取得財産等」という。)については、交付事業の完了後においても、善良な管理者 の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなけれ ばならない。
- 2 交付事業者は、取得財産等について、別記様式第12号による取得財産等管理台帳 を備え、管理しなければならない。
- 3 取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その 収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(取得財産等の処分の制限)

- 第22条 取得財産等のうち、適正化法施行令第13条第4号及び第5号の規定に基づき大臣が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円を超える機械、重要な器具及び工作物とする。
- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付金の交付の目的及び 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を勘案して、 大臣が別に定める期間とする。
- 3 交付事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について(平成20年5月15日付け環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。)に定める別紙様式1による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 前項の承認をする場合においては、前条第3項の規定を準用する。
- 5 前項の納付については、第17条第3項の規定を準用する。

(消費税等相当額の確定に伴う交付金の返還)

- 第23条 交付事業者は、事業完了後に、消費税の申告により当該交付金に係る消費税等相当額が確定した場合には、速やかに別記様式第13号による生物多様性保全推進交付金の仕入に係る消費税等相当額報告書を大臣に提出しなければならない。
- 2 大臣は、前項の規定による報告書の提出を受けたときは、当該消費税等相当額の返還を命ずるものとする。

3 前項の返還については、第17条第3項及び第4項の規定を準用する。

(電子情報処理組織による申請等)

第24条 交付事業者は、第5条の規定に基づく交付の申請、第6条の規定に基づく変更交付の申請、第9条の規定に基づく申請の取下げ、第10条の規定に基づく交付事業の変更の申請、第12条の規定に基づく中止又は廃止の申請、第13条の規定に基づく事業遅延の報告、第14条の規定に基づく状況報告、第15条の規定に基づく実績報告、第18条第2項の規定に基づく支払請求、第22条第3項の規定に基づく財産の処分の承認申請、又は第23条の規定に基づく消費税等相当額の確定に伴う報告(以下「交付申請等」という。)については、電子情報処理組織を使用する方法(適正化法第26条の2及び3の規定に基づき大臣が定めるものをいう。)により行うことができる。

(電子情報処理組織による通知等)

第25条 大臣は、前条の規定により行われた交付申請等に係る通知、承認、指示又は 命令について、当該通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うことができ る。

(間接交付金の電子申請)

- 第26条 交付事業者は、間接交付金の交付の手続について、電磁的方法(適正化法第26条の2及び3の規定に準じて交付事業者が定めるものをいう。以下同じ。)により行うことができる。
- 2 交付事業者は、間接交付金の交付の決定その他間接交付事業者に対する通知を電磁 的方法により行うことができる。

(間接交付金の交付)

第27条 交付事業者は、間接交付金の交付を行うため、第18条第1項ただし書に規 定する概算払により交付金の交付を受けたときは、遅滞なく、間接交付金を間接交付 事業者に交付しなければならない。

(情報管理及び秘密保持)

第28条 交付事業者は、交付事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、交付事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち間接交付事業者その他の第三者の秘密情報(間接交付事業者が取得した事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。)については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 交付事業者は、交付事業の一部を第三者(以下「履行補助者」という。) に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。交付事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も交付事業者による違反行為とみなす。
- 3 本条の規定は交付事業の完了後(廃止の承認を受けた場合を含む。)も有効とする。

(暴力団排除に関する誓約)

第29条 交付事業者は、別紙の暴力団排除に関する誓約事項について交付金の交付申 請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他)

- 第30条 特別の事情により、第4条、第5条、第6条、第9条、第10条、第13条 及び第15条に定める算定方法又は手続等によることができない場合には、あらかじ め大臣の承認を受けて、その定めるところによるものとする。
- 2 この要綱に定めるもののほか、交付事業の実施に関し必要な事項は、自然環境局長が別に定めるものとする。

(附則)

この要綱は、平成20年5月1日から適用する。

(附則)

- 1. この要綱は、平成26年4月1日から適用する。
- 2. この要綱による改正後の規定は、平成 26 年度予算に係る交付金から適用し、平成 25 年度以前の予算にかかる交付金については、なお従前の例による。

(附則)

- 1. この要綱は、平成29年4月1日から適用する。
- 2. この要綱による改正後の規定は、平成 29 年度予算に係る交付金から適用し、平成 28 年度以前の予算にかかる交付金については、なお従前の例による。

(附則)

- 1. この要綱は、平成30年4月1日から適用する。
- 2. この要綱による改正後の規定は、平成30年度予算に係る交付金から適用し、平成29年度以前の予算にかかる交付金については、なお従前の例による。

(附則)

- 1. この要綱は、平成31年4月2日から適用する。
- 2. この要綱による改正後の規定は、平成31年度予算に係る交付金から適用し、平成30年度以前の予算にかかる交付金については、なお従前の例による。

(附則)

- 1. この要綱は、令和2年3月12日から適用する。
- 2. この要綱による改正後の規定は、令和2年度予算に係る交付金から適用し、令和 元年度以前の予算にかかる交付金については、なお従前の例による。

(附則)

- 1. この要綱は、令和3年3月30日から適用する。
- 2. この要綱による改正後の規定は、令和3年度予算に係る交付金から適用し、令和 2年度以前の予算にかかる交付金については、なお従前の例による。

(附則)

- 1. この要綱は、令和5年3月13日から適用する。
- 2. この要綱による改正後の規定は、令和5年度予算に係る交付金から適用し、令和4年度以前の予算にかかる交付金については、なお従前の例による。

(附則)

- 1. この要綱は、令和6年2月6日から適用する。
- 2. この要綱による改正後の規定は、令和6年度予算に係る交付金から適用し、令和5年度以前の予算にかかる交付金については、なお従前の例による。

(附則)

- 1. この要綱は、令和7年2月10日から適用する。
- 2. この要綱による改正後の規定は、令和7年度予算に係る交付金から適用し、令和6年度以前の予算にかかる交付金については、なお従前の例による。

暴力団排除に関する誓約事項

当団体は、交付金の交付の申請をするに当たって、また、交付事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- (1) 団体が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は団体の役員等(代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者という。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2)役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表1 間接交付事業

間接交付事業

- (1) 生物多様性増進活動基盤整備
 - ① 増進活動実施計画等の作成に関する取組
 - ② 地域生物多様性増進活動支援センターの設置・運営に関する取組
- (2) 生物多様性増進活動実施強化
- (3) 重要生物多様性保護地域等保全再生
- (4) 国内希少野生動植物種生息域外保全
- (5) 国内希少野生動植物種生息域内保全
- (6) 里山未来拠点形成支援

別表 2 交付事業

1. 区分	2. 交付対象経費	3. 交付率
事業費	間接交付事業に要する経費	定額
事務費	報酬、人件費、社会保険料、賃金、諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信 運搬費、光熱水料、使用料及び賃借料、 会議費、役務費及び委託料並びにその他 必要な経費で大臣が承認した経費	定額

交付要綱 別記様式

別記様式第1号 交付申請書(第5条関係)

別紙1 実施計画書

別紙2 経費内訳 別記様式第2号 変更交付申請書(第6条関係)

別記様式第3号 交付決定通知書(第7条関係)

別記様式第4号 変更交付決定通知書(第7条関係)

別記様式第5号 計画変更承認申請書(第10条関係)

別記様式第6号 中止 (廃止) 承認申請書 (第12条関係)

別記様式第7号 遅延報告書(第13条関係)

別記様式第8号 事業状況報告書(第14条関係)

別記様式第9号 実績報告書(第16条関係)

別紙 経費実績

別記様式第10号 交付額確定通知書(第17条関係)

別記様式第11号 精算(概算)払請求書(第18条関係)

別記様式第12号 取得財産等管理台帳(第21条関係)

別記様式第13号 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第23条関係)

識別番号

 番
 号

 年
 月

 日

環境 大臣 殿

住 所 氏名又は名称 代表者の職・氏名

令和 年度生物多様性保全推進交付金 (生物多様性保全推進支援事業) 交付申請書

生物多様性保全推進交付金(生物多様性保全推進支援事業)交付要綱(平成20年5月1日付け環自計発第080501002号)第5条の規定により上記交付金の交付について下記のとおり申請いたします。

記

- 1 交付事業の目的及び内容 別紙1 実施計画書のとおり
- 2 交付金交付申請額 金 円 (うち消費税及び地方消費税相当額 円)
- 3 交付事業に要する経費 別紙2 経費内訳のとおり
- 4 交付事業の開始及び完了予定年月日 年 月 日 ~ 年 月 日
- 5 その他添付書類
- (1) 定款
- (2) 直近2年間の事業報告及び決算報告又は事業計画及び収支予算
- (3) 交付事業の実施体制を明らかにした書類
 - (注) 交付申請前にすでに提出されている書類については添付を省略可。
- 6 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者の所属部署・職名・氏名

担当者の所属部署・職名・氏名

連絡先(電話番号・Eメールアドレス等)

実施計画書

事業実施代表者	氏	名	
	役	職	
	所 在	地	
	TEL/E-mai	1	
事業実施担当者	氏	名	
	役	職	
	所 在	地	
	TEL/E-mai	1	
経理責任者	氏	名	
	役	職	
	所 在	地	
	TEL/E-mai	1	
事業の主たる		•	
実施場所			
事業の内容	* 間接交	を付事業	その募集から間接交付金の支払までの事業の具体的内
	容を記載	載する。	
事業実施のスケ	* 「事業	きの内容	F」に記載した内容に関するスケジュールを記載する。
ジュール			

経費内訳

(単位:円)

(1) 交付対象経費 の区分	(2) 交付事業に要する 経費	(3) 交付対象経費の額 (交付申請額)	(4) 積算内訳	備考
事業費				
事務費				
合 計				

番号年月日

環境大臣殿

住 所 氏名又は名称 代表者の職・氏名

令和 年度生物多様性保全推進交付金 (生物多様性保全推進支援事業)変更交付申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた生物多様性保全推進交付金(生物多様性保全推進支援事業)について、下記のとおり交付申請を変更したいので、生物多様性保全推進交付金(生物多様性保全推進支援事業)交付要綱(平成20年5月1日付け環自計発第080501002号)第6条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

- 1 国庫交付変更申請額
- 2 変更内容
- 3 変更理由 (注) 具体的に記載する。
- 4 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等 責任者の所属部署・職名・氏名 担当者の所属部署・職名・氏名 連絡先(電話番号・E メールアドレス等)
- 注1 1の金額欄の上部に()書きで当初交付決定額を記載する。
 - 2 添付書類は、別記様式第1のそれぞれに準じて変更部分について作成することとし、 別紙2については、変更前の金額を上段に()書きし、変更後の金額を下段に記載 すること。

識別番号

第号

令和 年度生物多様性保全推進交付金 (生物多様性保全推進支援事業)交付決定通知書

交付事業者

令和 年 月 日付け 第 号で交付申請のあった生物多様性保全推進交付金(生物多様性保全推進支援事業)については、交付金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第6条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、同法第8条の規定により通知する。

令和 年 月 日

環境大臣

記

- 1 交付金の交付の対象となる事業及びその内容は、令和 年 月 日付け 第 号交付申請書のとおりである。
- 2 交付金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、 交付金の額が変更されるときは、別に通知するところによる。

交付事業に要する経費 金 円 交付金の額 金 円

- 3 交付対象経費の区分ごとの配分及びこれに対応する交付金の額は、令和 年 月 日付け 第 号交付申請書記載のとおりである。
- 4 交付事業者は、適正化法、同法施行令(昭和30年政令第255号)及び生物多様性 保全推進交付金(生物多様性保全推進支援事業)交付要綱(平成20年5月1日付け環 自計発第080501002号。以下「交付要綱」という。)に従わなければならない。
- 5 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は交付決 定の通知の日から15日以内とする。
- 6 交付事業における仕入れに係る消費税等については、交付要綱第4条ただし書の定めるところにより算定されている場合は、交付金の額の確定又は消費税等の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

7 令和 年度生物多様性保全推進交付金(生物多様性保全推進支援事業)は、政治資金規正法第22条の3第1項による寄附制限の例外(試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの)に該当するものと判断する。

(本件担当官の氏名、連絡先等) 担当官の所属部署・職名・氏名 連絡先(電話番号・Eメールアドレス)

令和 年度生物多様性保全推進交付金 (生物多様性保全推進支援事業)変更交付決定通知書

交付事業者

令和 年 月 日付け 第 号で変更交付申請のあった生物多様性保全推進交付金(生物多様性保全推進支援事業)については、生物多様性保全推進交付金(生物多様性保全推進支援事業)交付要綱(平成20年5月1日付け環自計発第080501002号。以下「交付要綱」という。)第6条第1項の規定により、令和 年 月 日付け 第 号で交付決定した内容を下記のとおり変更することを決定したので通知する。

令和 年 月 日

環境大臣

- 1 交付金の交付の対象となる事業及びその内容は、令和 年 月 日付け 第 号変更交付申請書のとおりである。
- 2 変更後の交付事業に要する経費及び交付金の額は、次のとおりである。 変更前交付事業に要する経費 金 円 変更前交付金の額 金 円 変更後交付事業に要する経費 金 円 変更後交付金の額 金 円 増 減 額 金 円 増 減 額 金 円
- 3 交付対象経費の区分ごとの配分及びこれに対応する変更後の交付金の額は、令和 年 月 日付け 第 号変更交付申請書記載のとおりである。
- 4 交付事業者は、交付金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、交付金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び交付要綱に従わなければならない。
- 5 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は変更 交付決定の通知の日から15日以内とする。
- 6 交付事業における仕入れに係る消費税等については、交付要綱第5条第2項において 準用する第4条第2項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、交付金の 額の確定又は消費税等の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。
- 7 令和 年度生物多様性保全推進交付金(生物多様性保全推進支援事業)は、政治資金規正法第22条の3第1項による寄附制限の例外(試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの)に該当するものと判断する。

(本件担当官の氏名、連絡先等)担当官の所属部署・職名・氏名連絡先(電話番号・Eメールアドレス)

環境 大臣 殿

住 所 氏名又は名称 代表者の職・氏名

令和 年度生物多様性保全推進交付金 (生物多様性保全推進支援事業)計画変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた生物多様性保全推進交付金(生物多様性保全推進支援事業)の計画を下記のとおり変更したいので、生物多様性保全推進交付金(生物多様性保全推進支援事業)交付要綱(平成20年5月1日付け環自計発第080501002号)第7条第四号の規定により関係書類を添えて申請します。

- 1 変更の内容
- 2 変更を必要とする理由
- 3 変更が交付事業に及ぼす影響
- 4 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等 責任者の所属部署・職名・氏名 担当者の所属部署・職名・氏名 連絡先(電話番号・E メールアドレス等)
- 注1 事業の内容を変更する場合にあっては、別記様式第1号の別紙1に変更後の内容を記載して添付すること。
 - 2 経費の配分を変更する場合にあっては、別記様式第1号の別紙2に変更前の金額を 上段に()書きし、変更後の金額を下段に記載して添付すること。

番号年月日

環境大臣殿

住 所 氏名又は名称 代表者の職・氏名

令和 年度生物多様性保全推進交付金 (生物多様性保全推進支援事業)中止(廃止)承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた生物多様性保全推進交付金(生物多様性保全推進支援事業)を下記のとおり中止(廃止)したいので、生物多様性保全推進交付金(生物多様性保全推進支援事業)交付要綱(平成20年5月1日付け環自計発第080501002号)第12条の規定により関係書類を添えて申請します。

- 1 中止 (廃止) を必要とする理由
- 2 中止 (廃止) の予定年月日
- 3 中止 (廃止) が交付事業に及ぼす影響
- 4 中止(廃止)後の措置
- 5 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等 責任者の所属部署・職名・氏名 担当者の所属部署・職名・氏名 連絡先(電話番号・Eメールアドレス等)
- 注 中止 (廃止)までに実施した事業の内容を記載した書類及び別記様式第1号の別紙2 に交付決定額を上段に()書きし、中止(廃止)時の実施見込額を下段に記載した書 類を添付すること。

環境大臣殿

住 所 氏名又は名称 代表者の職・氏名

令和 年度生物多様性保全推進交付金 (生物多様性保全推進支援事業)遅延報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた生物多様性保全推進交付金(生物多様性保全推進支援事業)の遅延について、生物多様性保全推進交付金(生物多様性保全推進支援事業)交付要綱(平成 20 年 5 月 1 日付け環自計発第 080501002 号)第 1 3 条の規定により下記のとおり指示を求めます。

- 1 遅延の原因及び内容
- 2 遅延に係る金額
- 3 遅延に対して採った措置
- 4 遅延等が交付事業に及ぼす影響
- 5 交付事業の実施予定及び完了予定年月日
- 6 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等 責任者の所属部署・職名・氏名 担当者の所属部署・職名・氏名 連絡先(電話番号・E メールアドレス等)
- 注1 事業の進捗状況を示した工程表を、当初と変更後を対比できるように作成し添付すること。
 - 2 「2 遅延に係る金額」については、その金額とともに、事業費と事務費の内訳を 記載すること。

環境大臣殿

住 所 氏名又は名称 代表者の職・氏名

令和 年度生物多様性保全推進交付金 (生物多様性保全推進支援事業)事業状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた生物多様性保全推進交付金(生物多様性保全推進支援事業)の遂行状況について、生物多様性保全推進支援事業)交付要綱(平成20年5月1日付け環自計発第080501002号)第14条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 報告内容

交付対象経費	交付決定額	実施額(円)	遂行状況
の区分	(円)		
事業費			
事務費			
合 計			

2 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者の所属部署・職名・氏名

担当者の所属部署・職名・氏名

連絡先(電話番号・Eメールアドレス等)

※別記様式第8号は参考書式であり、交付事業者は第14条による報告を求められた場合 には、随時必要な項目を報告すること。

 番
 号

 年
 月

 日

環境大臣殿

住 所 氏名又は名称 代表者の職・氏名

令和 年度生物多様性保全推進交付金 (生物多様性保全推進支援事業)事業実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた生物多様性保全推進交付金(生物多様性保全推進支援事業)を完了(中止・廃止)しましたので、生物多様性保全推進交付金(生物多様性保全推進支援事業)交付要綱(平成20年5月1日付け環自計発第080501002号)第16条第1項の規定に基づき下記のとおり報告します。

- 1 交付金の交付決定額及び交付決定年月日 金 円 (令和 年 月 日 番号) (うち消費税及び地方消費税相当額 円)
- 2 交付事業の実施状況
 - (1) 交付事業の内容
 - (2) 交付事業の効果
- 3 交付金の経費実績 別紙のとおり
- 4 その他参考資料(領収書等含む)
- 5 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等 責任者の所属部署・職名・氏名 担当者の所属部署・職名・氏名 連絡先(電話番号・E メールアドレス等)

経費実績

(単位:円)

交付決	定内容				
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
交付対象経費	交付決定額	流用増減額	交付対象経費	交付金所要額	交付金以外の
の区分			の額	=(4)	収入額
			(2) + (3)		
事業費					
市效弗					
事務費					
合 計					

(7) 改 交付金所要額 (5)-(6)	(8) 交付金受領済 額	(9) 過不足額 (8) - (7)	備考

第号

令和 年度生物多様性保全推進交付金 (生物多様性保全推進支援事業) 交付額確定通知書

交付事業者

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定した生物多様性保全推進交付金(生物多様性保全推進支援事業)については、令和 年 月 日 付け 第 号の実績報告書に基づき、下記のとおり交付額を確定したので、交付金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第15条の規定により通知する。

令和 年 月 日

環境大臣

記

確 定 額 金

円

(超過交付額が生じた場合)

なお、超過交付となった金 円については、適正化法第18条第2項の規定により令和 年 月 日までに返還することを命ずる。

(本件担当官の氏名、連絡先等) 担当官の所属部署・職名・氏名 連絡先(電話番号・Eメールアドレス)

番 号 年 月 日

環境大臣 殿

> 住 所 氏名又は名称 代表者の職・氏名

令和 年度生物多様性保全推進交付金 (生物多様性保全推進支援事業) 精算(概算) 払請求書

令和 年 月 日付け 号で交付額確定(交付決定)の通知を 第 受けた生物多様性保全推進交付金(生物多様性保全推進支援事業)の精算払(概算払)を 受けたいので、生物多様性保全推進交付金(生物多様性保全推進支援事業)交付要綱(平 成20年5月1日付け環自計発第080501002号)第18条第2項の規定に基づき下記のとお り請求します。

記

請求金額 1

金

Щ

請求金額の内訳

(概算払の場合)

(単位:円) 支 費用 状 況 概算払 出 交付対象経 交付決定額 受領済額 差引請求額 実績額 見込額 合 計 費の区分 (4)-(5)(1)(2)(3) 4 = 2 + 3(5) 計

(精算払の場合)

(単位:円)

交付決定額	確 定 額		額	概算払受領済額	差引請求額	
		1		2	(1)-(2)	

- 振込先の金融機関、その支店名、預金の種別、口座番号及び名義 3
- 概算払を必要とする理由 (概算払の請求をするときに限る。) 4
- 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者の所属部署・職名・氏名

担当者の所属部署・職名・氏名

連絡先(電話番号・Eメールアドレス等)

取 得 財 産 等 管 理 台 帳(令和 年度)

(単位:円)

										(- 1 •/
取得者の氏名・名称	財産名	規格	数量	単価	金	額	取 得 年月日	耐用年数	保管場所	備	考

- 注1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が第22条第1項に規定する処分制限額以上の財産とする。
 - 2 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

 番
 号

 年
 月

 日

環境大臣殿

住 所 氏名又は名称 代表者の職・氏名

令和 年度生物多様性保全推進交付金(生物多様性保全推進支援事業) の仕入に係る消費税等相当額報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた生物多様性保全推進交付金(生物多様性保全推進支援事業)について、生物多様性保全推進交付金(生物多様性保全推進支援事業)交付要綱(平成 20 年 5 月 1 日付け環自計発第 080501002 号)第 2 3 条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 交付金額(交付要綱第17条第1項による額の確定額)

円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税 額

円

3 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等 責任者の所属部署・職名・氏名

担当者の所属部署・職名・氏名

連絡先(電話番号・Eメールアドレス等)

注 別紙として積算の内容を添付すること。